

昭和42年9月25日京都市交通局公告（京都市交通局の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について）の一部を次のように改めます。

令和元年12月27日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

第2項第13号中「株式会社大正銀行」を「株式会社徳島大正銀行」に改めます。

附 則

この公告は、令和2年1月1日から施行します。

(交通局企画総務部財務課)